



育児目的休暇は、男性も取得できます！

育児目的休暇(養育)は性別を問わず取得できます

- 「子の出生前6週間又は出生後8週以内(誕生日も含む)までの子を養育することができる」と定められています(育児・介護休業法)

- ◆要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません
- ◆育児目的休暇は、1日単位で分割して取得することができる。
- ◆申し出は、原則として、育児目的休暇申請書を事前に総務部に提出して行います(手続き方法などは総務部までお問い合わせください)

男性の育児目的休暇(養育)にはこんな特徴があります

- 配偶者出産休暇:配偶者の出産に伴って育児が必要なときに取得できる
- 配偶者の出産支援のために分割して取得できます

